

ILOにおける移民労働者問題の討議と日本： 『グローバル経済の中での移民労働者に対する 公正な取り扱いに向けて』を読んで

MORI, Hiromasa / 森, 廣正

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

557

(開始ページ / Start Page)

15

(終了ページ / End Page)

23

(発行年 / Year)

2005-04-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009059>

ILOにおける 移民労働者問題の討議と日本

『グローバル経済の中での移民労働者に対する
公正な取り扱いに向けて』を読んで



森 廣正

こんにちは。ただ今紹介いただきました、法政大学経済学部の森廣正です。報告のテーマが非常に大きく荷が重いので、お手元にあるように副題を付けさせていただきました。膨大なILOの報告書を読ませていただいて、いくつか私なりに感じた点を話し、何とか責任を果たせればと思います。

レジュメですが、細かくやっているとしても20分では終わりませんので、なんとなくこの流れに沿って喋っていると感じていただければよろしいかと思います。それから、いつも使わせていただいているものですが、基本的な数字の統計が6つあります。多少それにも触れると思います。

1 日本の外国人労働者について

(1) 経 過

日本で国際化時代と言われたのは、1980年代だったと思います。最初は欧米系の「外人社員」という言葉、あるいはアジアからの「じゃばゆきさん」という、アジア系の外国人労働者の女性から、アジアの一般の男性外国人労働者、あるいは日系ブラジル人等がオーバーステイで「不法就労」という形で非常に増えて、大きな社会問題になったわけです。今日の労使の話にもあったように、どのように受け入れるとか、受け入れないとか、鎖国だ開国だとか、非常にたくさんの議論が行われたのが1980年代の終わりです。その後90年に「出入国管理及び難民認定法」が改正されて、一応国内で就労できる在留資格が拡大されました。いわゆる「受け入れ範囲」が拡大されると同時に、ブラジルとかペルー等々からの日系人の人は、定住ビザで日本に入って自由に働いて生活し、移動もできるという、何となくすっきりしないが、そのようにして、1990年代の約10年が経過するわけです。

(2) 三つのタイプの外国人労働者

表1は、日本での外国人登録者の総数の推移と総人口に占める割合を示しています。90年に100万人を超えて、現在は200万人くらいであるのが分かります。日本にいる外国人総数です。表3は、厚生労働省が毎年出している表です。永住者を除いた日本の外国人労働者の状況です。1991年以降、不況がかなり長引いていますけれども、この表で分かりますが、外国人労働者の数は増えているのが現実です。

表1 外国人登録者総数の推移

	総 数	対前年増減率 (%)	指 数	我が国の総人口に 占める割合(%)
昭和53(1978)年	766,894		100	0.67
54(1979)年	774,505	1.0	101	0.67
55(1980)年	782,910	1.1	102	0.67
56(1981)年	792,946	1.3	103	0.67
57(1982)年	802,477	1.2	105	0.68
58(1983)年	817,129	1.8	107	0.68
59(1984)年	840,855	2.9	110	0.70
60(1985)年	850,612	1.2	111	0.70
61(1986)年	867,237	2.0	113	0.71
62(1987)年	884,025	1.9	115	0.72
63(1988)年	941,005	6.4	123	0.77
平成元(1989)年	984,455	4.6	128	0.80
2(1990)年	1,075,317	9.2	140	0.87
3(1991)年	1,218,891	13.4	159	0.98
4(1992)年	1,281,891	5.1	167	1.03
5(1993)年	1,320,748	3.1	172	1.06
6(1994)年	1,354,011	2.5	177	1.08
7(1995)年	1,362,371	0.6	178	1.08
8(1996)年	1,415,136	3.9	185	1.12
9(1997)年	1,482,707	4.8	193	1.18
10(1998)年	1,512,116	2.0	197	1.20
11(1999)年	1,556,113	2.9	203	1.23
12(2000)年	1,686,444	8.4	220	1.33
13(2001)年	1,778,462	5.5	232	1.40
14(2002)年	1,851,758	4.1	241	1.45
15(2003)年	1,915,030	3.4	250	1.50

(出所)入館協会『在留外国人統計』(平成16年版)p.3

表2 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

(各年未現在)

国 籍 (出身地)	平成6年 (1994)	平成7年 (1995)	平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)
総 数	1,354,011	1,362,371	1,415,136	1,482,707	1,512,113	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030
韓国・朝鮮 構成比(%)	50.0	48.9	46.4	43.5	42.2	40.9	37.7	35.6	33.8	32.1
中 国 構成比(%)	16.1	16.4	16.6	17.0	18.0	18.9	19.9	21.4	22.9	24.1
ブラジル 構成比(%)	11.8	13.0	14.3	15.7	14.7	14.4	15.1	15.0	14.5	14.3
フィリピン 構成比(%)	6.4	5.5	6.0	6.3	7.0	7.4	8.6	8.8	9.1	9.7
ペル ー 構成比(%)	2.6	2.67	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8
米 国 構成比(%)	3.2	3.2	3.1	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.5
そ の 他 構成比(%)	9.9	10.5	11.0	11.8	12.6	12.9	13.4	13.8	14.3	14.5

(出所)入館協会『在留外国人統計』(平成16年版)p.8

表3 就労する外国人の推移

在留資格		1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
就労目的外国人(専門的・技術的分野)	教授	1,824	4,149	4,573	5,086	5,374	5,879	6,744	7,196	7,751
	芸術	560	230	272	276	309	351	363	381	397
	宗教	5,476	5,264	5,010	5,061	4,910	4,962	4,976	4,948	4,858
	報道	382	442	454	420	373	361	349	348	351
	投資・経営	7,334	4,649	5,014	5,055	5,112	5,440	5,694	5,906	5,956
	法律・会計業務	76	67	65	58	59	77	95	99	111
	医療	365	152	140	131	111	114	95	95	114
	研究	975	1,711	2,019	2,462	2,762	2,896	2,934	3,141	3,369
	教育	7,569	7,155	7,514	7,769	7,941	8,079	8,375	9,068	9,715
	技術	3,398	9,882	11,052	12,874	15,242	15,668	16,531	19,439	20,717
	人文知識・国際業務	14,426	25,070	27,377	29,941	31,285	31,766	34,739	40,681	44,496
	企業内転勤	1,488	5,901	5,941	6,372	6,599	7,377	8,657	9,913	10,923
	興行	21,138	15,967	20,103	22,185	28,871	32,297	53,847	55,461	58,359
	技能	2,972	7,357	8,767	9,608	10,048	10,459	11,349	11,927	12,522
小計	67,983	87,996	98,301	107,298	118,996	125,726	154,748	168,783	179,639	
特定活動	3,260	6,558	8,624	12,144	19,634	23,334	29,749	37,831	46,445	
アルバイト(資格外活動)	10,935	32,366	30,102	32,486	38,003	46,996	59,435	65,535	83,340	
日系人等	71,803	193,748	211,169	234,126	220,844	220,458	233,187	239,744	233,897	
小計	153,981	320,688	348,196	386,054	397,477	416,484	477,119	511,893	543,321	
不法残留者数	106,497	284,744	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	
資格外就労 不法入国等	相 当 数 (=)									
合計	260,478	605,412	631,182	662,864	668,525	668,181	709,240	735,960	763,873	

〔備考〕1) 1991年については統計が存在しない。

2) 合計については、資格外就労、不法入国を含んでいない数字である。

3) 在留資格「教授」～「宗教」は、入管法別表第1の1、在留資格「報道」～「技能」は入管法別表1の2に定められ、各在留資格に定められた範囲での就労が可能。

4) 特定活動、ワーキングホリデー、技能実習等。

5) アルバイトは、「留学」等の在留資格で在留する外国人がアルバイトをするために資格外活動の許可を受けた件数。

6) 日系人等の労働者とは、「定住者」「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格で日本に在留する外国人のうち、日本で就労していると推定される外国人を指す。

7) 法務省入国管理局の資料にもとづき厚生労働省が推計。

(出所) 法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑』2004年版(第74集)旬報社 103頁

表4 就労を目的とする在留資格別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

在留資格	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	構成比 (%)	対前年末 増減率(%)
総数	125,726	154,748	168,783	179,639	185,556	100.0	3.3
興行	32,297	53,847	55,461	58,359	64,642	34.8	10.8
人文知識・国際業務	31,766	34,739	40,861	44,496	44,943	24.2	1.0
技術	15,668	16,531	19,439	20,717	20,807	11.2	0.4
技能	10,459	11,349	11,927	12,522	12,583	6.8	0.5
企業内転勤	7,377	8,657	9,913	10,923	10,605	5.7	-2.9
教育	8,079	8,375	9,068	9,715	9,390	5.1	-3.3
教授	5,879	6,744	7,196	7,751	8,037	4.3	3.7
投資・経営	5,440	5,694	5,906	5,956	6,135	3.3	3.0
宗教	4,962	4,976	4,948	4,858	4,732	2.6	-2.6
研究	2,896	2,934	3,141	3,369	2,770	1.5	-17.8
芸術	351	363	381	397	386	0.2	-2.8
報道	361	349	348	351	294	0.2	-16.2
法律・会計業務	77	95	99	111	122	0.1	9.9
医療	114	95	95	114	110	0.1	-3.5

(出所) 入管協会『在留外国人統計』(平成16年版) p.21

この表では「合法」と「不法就労」とに左側で大きく2つに分かれていますけれども、日本における外国人労働者は、3つのタイプに分けられます。その1つは、「就労目的外国人」で、就労できる在留資格の下に入国して、就労し、生活している外国人です。第2は同じく合法ですが、日系ブラジル人に代表される日系人労働者です。第3が、大部分は何らかの「不法就労」をしていると思われる、オーバーステイの外国人です。この3つのグループの数だけで63万4000人、今日の日本の外国人労働者全体の83%を占めていることが分かります。そうすると第3の外国人「不法」労働者が問題になるわけです。一番高かったのは、表にはありませんが、1993年で約30万人です。29万8000人で、その時の外国人労働者総数は61万人ですから、半分の49%がオーバーステイの外国人労働者でした。

表5 国籍(出身地)別 性別 不法残留者数の推移

国籍	平成11年 1月1日現在	平成12年 1月1日現在	平成13年 1月1日現在	平成14年 1月1日現在	平成15年 1月1日現在	平成16年 1月1日現在	
総数	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	- 0.5
男	145,225	134,082	123,825	118,122	115,114	113,066	- 1.8
女	125,823	117,615	108,296	105,945	105,438	106,352	0.9
韓国	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	- 6.9
男	24,434	23,150	21,356	20,747	18,482	16,812	- 9.0
女	38,143	37,543	34,667	34,417	31,392	29,613	- 5.7
中国	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	13.0
男	20,748	19,361	18,182	15,749	16,449	18,075	9.9
女	14,052	13,535	12,793	11,833	13,227	15,447	16.8
フィリピン	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	4.4
男	14,722	13,235	11,593	10,456	10,241	10,471	2.2
女	25,698	23,144	20,073	19,193	19,859	20,957	5.5
タイ	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	- 8.7
男	13,552	11,082	9,281	8,020	7,307	6,148	- 15.9
女	16,513	12,421	10,219	8,905	8,386	8,186	- 2.4
マレーシア	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	- 10.2
男	5,195	4,984	4,954	5,280	4,803	4,083	- 15.0
女	4,794	4,717	4,697	4,817	4,639	4,393	- 5.3
中国(台湾)	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	- 16.6
男	4,394	4,330	4,227	4,346	4,368	3,779	- 13.5
女	5,043	4,913	4,622	4,644	4,758	3,832	- 19.5
インドネシア	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	10.7
男	3,692	3,627	3,876	4,636	4,740	5,257	10.9
女	1,238	1,320	1,439	1,757	1,806	1,989	10.1
ペルー	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	- 1.3
男	6,885	6,132	5,723	5,277	4,992	4,699	- 5.9
女	3,435	3,026	2,779	2,467	2,330	2,531	8.6
ブラジル	3,288	3,266	3,578	3,697	3,865	4,728	22.3
男	1,847	1,855	2,080	2,175	2,296	2,836	23.5
女	1,441	1,411	1,498	1,522	1,569	1,892	20.6
スリランカ	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	8.5
男	3,228	3,377	3,022	3,242	3,402	3,684	8.3
女	506	530	467	488	507	558	10.1
その他	61,488	58,004	54,573	54,096	54,999	54,176	- 1.5
男	46,528	42,949	39,531	38,194	38,034	37,222	- 2.1
女	14,960	15,055	15,042	15,902	16,965	16,954	- 0.1

(注) 本表の不法残留者数は、外国人が提出する入国記録、出国記録等処理して得た数であるため、実際の不法残留者数を正確に表すものとはいえないが、不法残留者の概数(推計数)を示すものである。

(出所) 入管協会『国際人流』(2002年)2004年5月号 p.27

表6 不法就労事件の推移

年 国籍(出身地)		平成13年	平成14年	平成15年	対平成14年比
総数		33,508 (19,313)	32,364 (18,610)	34,325 (20,274)	6.1%増
中国	中 国	7,080 (4,686)	7,087 (4,585)	9,302 (5,997)	31.3%増
		212 (65)	232 (68)	285 (96)	22.8%増
		30 (17)	31 (12)	31 (14)	増減なし
韓国		8,400 (3,461)	8,043 (3,249)	6,372 (2,564)	20.8%減
フィリピン		4,072 (1,352)	3,696 (1,313)	4,108 (1,453)	11.1%増
タイ		2,800 (1,122)	2,538 (1,054)	2,423 (1,030)	4.5%減
マレーシア		1,209 (832)	1,329 (917)	1,638 (1,193)	23.3%増
インドネシア		1,222 (862)	1,254 (871)	1,389 (975)	10.8%増
バングラディシュ		1,102 (1,074)	833 (806)	861 (828)	3.4%増
ミャンマー		502 (390)	518 (427)	780 (655)	50.6%増
ペルー		976 (651)	852 (561)	769 (533)	9.7%減
イラン		993 (981)	888 (874)	749 (737)	15.7%減
その他		4,910 (3,820)	5,063 (3,873)	5,618 (4,199)	11.0%増

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 国籍別順位は、平成15年を基準としている。

(出所) 入管協会『平成15年度 出入国管理関係統計概要』p.47

(3) 「不法就労」外国人労働者

表5は、不法残留、オーバーステイの外国人の国籍別性別推移です。表6は、オーバーステイの人の中でも摘発される、あるいは自分で出頭して国に帰っていく、そういう「不法就労」の外国人労働者を示しています。

1990年の改正入管法は、もちろん受け入れ範囲を拡大するということもありましたが、不法就労助長罪を設けて、「不法就労」を取締り、摘発も強化すればなくなるだろうということでした。2000年には、不法在留罪、最近は罪の中身がもっと厳しくされたようです。そういう形でとにかく取締りと摘発を強化していけば、オーバーステイの外国人はいなくなるという政策をとりました。

表6で明らかだと思いますが、これは最近3年間に摘発された外国人労働者の数で、年間3万2000人から3万4000人くらいです。それ以前に入管法が改正されて以降、一番多い年だと、摘発された「不法就労」外国人は約6万人、あるいは5万人という年がありました。平均すると、私の計算では4万人くらいだったのです。そういう政策を取ってから少なくとも年間4万人摘発されてい

れば、8年経てば32万人ですから、オーバーステイの外国人労働者はゼロになっていいはずですが。ところがゼロにはならないで、相変わらず22万人の人がいるという現実があるわけで、そこら辺はどう捉えたらいいのかを考える必要があると思います。とにかく外国人労働者の3分の1がオーバーステイの外国人だということが、日本の外国人労働者問題の特徴だと思えます。

2 ILO報告書で日本に関連する点

ILOの報告書では、日本のことについていくつか触れています。オーバーステイの人が22万4000人いるとか、日本は日系人に雇用の道を拓いたことも指摘されています。それから、OECDのソフェミ（国際移動の動向）がありますが、これに日本のレポートが載るようになったのは1991年でした。それ以前は日本は載っていなかったのですが、日本が掲載されるようになって、他のOECD諸国との間で日本の外国人労働者問題はどのような状況にあるかが理解できるわけです。

もう一つは、ILOの移民労働者に関する97号条約と143号条約の2条約の批准国数、97号が42カ国、143号が18カ国という紹介があります。ここでは、もちろん日本は出てきていません。移住労働者に関するこの2つの条約を日本は批准していないわけで、そういう意味で敢えてここでふれたいと思います。例えば、国連の人種差別撤廃条約を批准してから、日本国内で、商店に外国人が入ってきて「出て行って下さい!」と言って「入店差別」で裁判で負けるとか、あるいはお風呂屋さんで入浴を拒否した場合に問題になるとか、不動産屋さんで入居拒否等があった場合など、外国人住民に対する差別を是正する動きは国連の条約を批准して以降、日本では強まっているように思います。そう考えると、国際的な基準が設定されている条約ですから、そういう条約を批准することによって国内状況は改善する方向につながるだろうと思います。したがって、日本はILO条約に、積極的に対応する必要があると思います。そういう意味では、先ほどの連合の意見と同じになるかと思えます。

3 「最も弱い立場」の外国人労働者

それから報告書を読んでいて、「最も弱い立場におかれている外国人労働者」を、ILOの報告書は非常に強調していることを強く感じました。この中で、苦汗工場、スエット・ショップで女性労働者等々が使用されたり、無権利の状態にある話が出てきます。忘れないようにと思って、もう一度昔の資料を読んでみたのですが、1980年代の終わり頃の日本でも、地方の音響機器部品製造メーカーとか、裁縫労働の作業所で集团的にアジアの女性を連れてきて、例えば「研修」という形で1ヶ月に5000円しか渡さずに働いてもらうとか、あるいは賃金とは言っても1日2000円で、最低賃金以下で働いてもらう現状が社会的にも摘発されて問題となりました。多分、現在ではなくなっていると思います。ILOの報告書を読んで、グローバル化が進んで国際的な競争が激しくなれば、いつ再びこういう事態が起こるかもしれないことを、絶えず警戒しなければいけないと感じました。

それから、不正常移民と呼ばれている「不法就労」、オーバーステイの外国人労働者を抑制、削減する必要があることをILOの報告書は指摘しています。日本の3つのタイプの外国人労働者の1つが残念ながらこれであって、「不法就労」外国人労働者は本当に弱い立場に置かれています。3K労働に従事することは、以前から言われていますし、非常に賃金が低いとか、支払ってくれない

という例があります。あるいは労働災害に遭ってもきちんと雇用主が面倒をみてくれないこともあるし、突然解雇されて途方にくれるということもあります。社会保険にも入れませんから、病気等になった場合に救済を受けられない、ひどい場合には、間に合わなくて亡くならざるをえないという事態が起こったことがあります。ひどい雇用主の場合には、そういう実態がありますし、そういう現実を何とか救済しないとイケない。他方では、雇ってくれる人が「善意」な、非常に良心的な雇い主の場合には、長期に亘ってオーバーステイであっても働いているわけで、そういう意味では日本経済の底辺を支える役割を果たしていると思います。オーバーステイの人に直接会うのはなかなか難しいのですが、それでも例えばアジア系の男性の労働者で、「不法就労」状態で既に10年以上働いている人とお会いしたことがあります。どう考えても、10年以上も「人間としての存在がない状態」が、日本国内にあるのはおかしいと感じました。

ILOの報告書には、そういう非正規な移民労働者には正規の地位を与えた方が、本人にとっても、国全体にとっても有益だという指摘があります。妥当な収入の仕事であるとか、法律に違反していないとか、社会に融合する努力をしている外国人にはです。お会いした人は、非常に日本語が流暢ですし、地域社会の中にとけ込んでいることがよく分かります。そういう点など、一定の条件を満たす場合には、ILOの報告書では、合法化が問題を解決する1つの方法だと指摘しています。それはアムネスティーと言われ、1回限りしか駄目だとか、合法化すればどうなるなどの意見があると思いますが、摘発を強化する方向が出ているわりには、他方で、合法化していく道筋がないのはどうかと前から思っています。合法化する場合は、法務省の在留特別許可ですから、合法化したからといって、すぐに定住とか永住ではないわけですが、この問題は複雑ですから、ちょっとした言葉とかで誤解を受けやすいものです。それでも、10年間真面目に生活していて合法化の道がないという現状は、考える必要があると思いました。

「最も弱い立場」のところで、不正取引に関わる女性の問題が出てきます。これについては一言だけ指摘します。例えば、1991年9月に下館事件が日本で起こりました。茨城県でのことですが、「日本に行けば工場やレストランで働ける」と騙されて、入国するルートは違いますが、タイ人の女性が3人、売春を強制されて、自分達を管理している同じタイ人の女性を殺害してしまったという、非常に悲しい事件の例があります。最近の報告では、アメリカの国務省の年次報告で、日本が「要警戒国」に分類され、国際的にも批判が高まっていて、日本政府としても人身売買取引対策に関する関係省庁連絡会議を作って、人身売買罪を設けることも含めた法改正を考えています。そういう意味では国際的な圧力や批判は、日本の現状の改善にとっては大事な気がします。

4 「移民政策」と社会的融合

歴史的に見ると、日本は移民送り出し国ですから、そういう意味では、参考にする事例は政策的にはあると思いますが、伝統的な移民受け入れ国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアのようなところまでは、日本の場合はまだまだいっていません。ですから、移民政策がどうかと、性急に言うのはまずいと思います。労使の方々の報告にもありましたが、外国人労働力の受け入れは「人の受け入れ」ですから、受け入れに伴う課題は労働現場だけではなく、社会生活面全てに及ぶ

ことを意識しないといけないと思います。

厚生労働省が、1993年から国内の外国人労働者の状況を知るために、外国人雇用状況報告を全国の職業安定所を通じて実施しています。一般には「6・1報告」と呼ばれています。例えば、2003年の6月1日の外国人労働者数は27万4000人です。数字が違うこととなりますが、合法的に入っている、日系人の人が含まれていると思います。1993年の「6・1報告」では、圧倒的に直接雇用の外国人労働者でした。ところが、その後の報告書を年度ごとに見ていくと、間接雇用の人が非常に増えてきていて、現在は4割近くになっています。そうすると、これも調査での経験ですが、日系人労働者を直接雇用した場合には言葉はポルトガル語ですから言葉の問題でも困るし、労務管理上も通訳やその他の業務に就いてもらう日系人を別途雇用する必要が生じます。日系人だって外国人ですから、職場だけではなくて、アフター5の問題、住宅、生活領域面で問題が起きた時に、雇用主がいろいろな管理や援助をしないといけないという理由があって、直接雇用が間接雇用になり替わられてしまっています。人材派遣会社から日系人を派遣してもらえれば、住宅の確保とか在住ビザの延長業務とか、生活面での便宜といったものは全て人材派遣会社に丸投げできるわけです。しかし、人材派遣会社が日系人労働者の社会保険加入の手続きをしてくれないと、健康保険の適用が受けられない。困った日系人は地域の住民ですから、自治体に国民健康保険の加入を申請します。そうすると自治体は「勤め先で入りなさい」となって、国民健康保険にも入れない無保険状態になります。現在も、こういう問題は多々あるような気がします。そうすると、現場で組織されている団体や援助している人たちとの連携がどうしても必要になってくると思います。

確かに外国人就職のための機関で、「外国人雇用センター」、「日系人雇用サービスセンター」、全国の職業安定所の中に「外国人相談コーナー」が設けられています。外国人住民のための生活相談窓口等々が、各地の自治体で設置されています。それから、自治体と連携した国際交流協会も全国にたくさんあります。群馬県の大泉町は、日系人、あるいは日系ブラジル人が多いところで有名ですが、ここは1990年の入管法改正以降、かなりの日系ブラジル人等が移り住んだところですが、受け入れる企業が、「人として受け入れる、家族として入る」のは当然である、したがって住宅も確保する。要するに、外国人を受け入れることは受け入れる企業が、日本語の教育等々も全て引き受けた形で受け入れる必要があるように思います。大泉町の場合には、企業がそうしているし、町役場も非常に積極的で国際交流センターもあるし、小学校、中学校で日本語学級がどんどん作られていくし、外国語のできる職員も採用するなどして、企業と行政側、日系ブラジル人本人たちと連携しながら、どうしたらいいかを実行しているように思います。それでも、日本語教育が必要な外国人の未就学児童や生徒がまだいる現状が出てきているわけで、そういうことをどうするかも考える必要があると思います。

5 社会的パートナーとの協力

他方では、日系ブラジル人もそうですが、外国人労働者は定住化してきているわけで、そういう中で群馬県太田市とか静岡県浜松市、愛知県豊田市など、外国人が非常に多い都市が集まって、外国人居住都市会議が開かれています。あるいは、外国人住民の声を行政に反映するための機関として外国人市民代表会議、外国人県民会議、最近は開かれていないので残念ですが、外国人都民会議

が開かれたりしています。あるいは全国の自治体では、既に1000以上と思いますが、地方自治体が外国人住民に地方議会の選挙権を与える決議を採択しているけれども、なかなか国会の方が動きませんから、実現されていないのが現状です。

民間レベルでは、賃金未払い問題や労災保険の適用で援助活動をしている、たくさんの地域の労働組合団体がありますし、「不法就労」の外国人に、日本語教室や医療相談会をしているNGOの団体もあります。人身売買の問題で言えば、外国人の被害女性を救出し保護する活動を行っている宗教組織や女性組織もあるわけで、保育から教育、就学、住宅、医療、政治参加、いろいろな面で外国人にも住みよい日本を目指した行動に取り組んでいる組織や団体があるわけで、そういうところとの連携をとっていけばいいのだと思います。

他方、国際的には80年代には「偽装難民」が問題になりました。それが駄目なら貨物船の隠し部屋とか、コンテナに隠れて密入国するとか、これはヨーロッパでも昔からあることです。真冬のアルプスでトラックが故障して、中で越境者が凍死していた記事を読んだことがあります。蛇頭と呼ばれる国際的なブローカーを防ぐには国際的な監視と協力の体制と同時に、被害女性を救済している日本の組織や団体と連携していけば、防ぐことも可能と思います。

国連の人口動態統計の報告書が出たのは2000年でした。このままいくと、日本は少子化で生産年齢人口はどんどん減っていきます。だから毎年60万人の移民を50年間受け入れないといけないという報告でした。現在の外国人労働者が60万人ですから、それを1年でと言われても、日本はそれに応じる体制は取れていない。けれども、全国的に、行政側も一般の民間側も、救済援助体制をとっているわけですから、それは大事にすべきだと思います。ILOの報告書は、受入国の高齢化問題を長期的に解決する重要な要素の1つとして、外国人労働者問題を位置付けています。もちろん、無秩序な移民は絶対に避けなければいけません。そうすると、現在も問題になっているように、チェック体制、動向を知りながら受け入れていくためには、2国間協定が必要になると思います。

もう1つ、技能実習制度の話が出ました。これは1993年にできた制度です。開発途上国のための人材育成で援助政策だからODAを使って実施されています。それが、その後奇妙な経過でしたが、3年間に延長されて現在に至っています。これも調査に入った時の話です。日本に来て、技術や技能を身につけて国に帰ったけれども、学んだ技術や技能を生かせる仕事がない。仕方がないから日本語を使って観光ガイドの仕事をしている話を聞いたことがあります。途上国援助に貢献するという本来の意味が、現実に生きているのか、本当に生かせる制度であれば、政労使でそれを生かす方向を出していただければと思うわけです。技能を実習する領域が広められたりしていますが、数字を見るとほんの一部の国に偏っています。ILOの報告書にも、経済格差や貧困問題をなくしていかない限り、移民圧力はなくなると言っているわけです。長期的にですが、そういう技能実習制度を根本的に改善していくために、できることがあるような気がします。非常に大雑把ですが、以上が私の報告です。ありがとうございました。

（もり・ひろまさ 法政大学経済学部教授）